

2019年7月9日

鉄道旅客運賃の改定申請について

大山観光電鉄株式会社（本社：伊勢原市大山 667 番地 取締役社長：金子茂浩）では、2019年7月8日（月）、関東運輸局長あてに「鉄道事業の旅客運賃（上限）変更認可申請」を行いましたのでお知らせいたします。

申請内容は次のとおりです。

1. 申請理由

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、運賃に消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくため。

2. 申請する運賃

添付資料のとおり

3. その他

各駅に掲示物を掲出し、ホームページ等にてわかりやすいご案内に努めます。

このニュースリリースに関するお問い合わせは、次の担当までお願いします。

大山観光電鉄（株） 運輸課〔野々村・遠藤〕

0463-95-2135

以上

<添付資料>

普通旅客運賃

(単位：円)

現 行			申 請		
種別/ 区間	大山ケーブル～ 阿夫利神社	大山ケーブル・ 阿夫利神社～ 大山寺	種別/ 区間	大山ケーブル～ 阿夫利神社	大山ケーブル・ 阿夫利神社～ 大山寺
片道	630	350	片道	640	360
			平均改定率 1.620%		

※往復乗車券などの割引運賃につきましては、本申請の認可後に改定の届出を行う
予定です。割引運賃を含めた運輸収入全体として、消費税率改定の範囲内である
108分の110（約1.852%）以内の改定率となるよう改定させていただきます。